

事 務 連 絡

平成18年8月4日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

平成18年10月以降における通院介助の取扱いについて

障害者自立支援法の施行準備については、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年6月26日の障害保健福祉関係主管課長会議でお知らせしたとおり、障害者等の病院等への通院のための介助は、平成18年10月以降においても個別給付で実施することとしておりますが、その具体的な取扱いは別紙1～4のとおりとなりますので、管内市町村への周知方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 訪問サービス係

電 話 : 03-5253-1111(内線 3038)

F A X : 03-3591-8914

平成 18 年 10 月以降における通院介助の取扱いについて

1 基本方針

居宅介護対象者にかかる病院等への通院のための介助は、居宅介護において実施することとする。

(参考) 障害者自立支援法関係 Q & A (障害保健福祉関係主管課長会議 (H18.6.26))

【問】 現在、病院等への通院のための介助は、個別給付で実施しているところであるが、平成 18 年 10 月以降も同様の取扱いとなるのか。

【答】 貴見のとおり。

なお、報酬単価については、現行の外出介護と同様、「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の 2 類型を設定するほか、「乗降介助が中心である場合」の単価を設定する方向で検討中。具体的な取扱いについては、近日中にお示しする予定。

2 対象者

障害者等のうち、障害程度区分が区分 1 以上である者

3 支給決定区分等

(1) 支給決定区分

○居宅介護

- ・ 身体介護
 - ① 居宅における身体介護
 - ② 通院介助 (身体介護を伴う場合)
- ・ 家事援助等
 - ① 家事援助
 - ② 通院介助 (身体介護を伴わない場合)
- ・ 通院等乗降介助

(2) 「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準

以下のいずれにも該当する者

○障害程度区分が区分2以上である者

○障害程度区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

①「歩行」：「できない」

②「移乗」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

③「排尿」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

④「排便」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

⑤「移動」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

(3) 「通院等乗降介助」と「通院介助（身体介護を伴う）」等の適用関係

①「通院等乗降介助」を算定する場合【別紙2参照】

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象としない。

※ 「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先でも受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。（例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。）

②「通院介助（身体介護を伴う）」を算定する場合【別紙3参照】

通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「通院介助（身体介護を伴う）」を算定する。

③「居宅における身体介護」を算定する場合【別紙4参照】

「通院介助（身体介護を伴う）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

(4) その他

病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

4 報酬基準

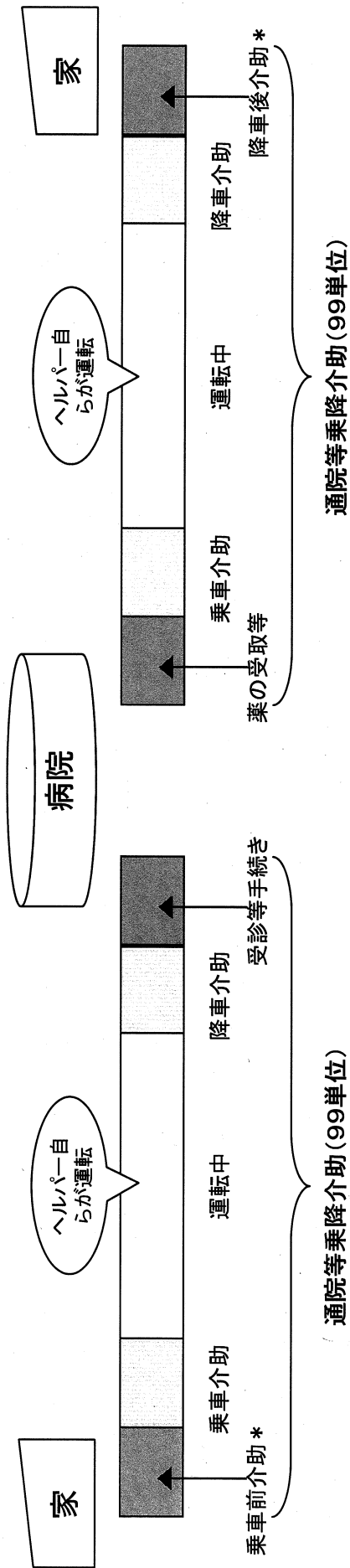
	居宅介護		
	身体介護	家事援助等	通院等乗降
	①居宅における身体介護 ②通院介助(身体介護を伴う)	①家事援助 ②通院介助(身体介護を伴わない)	介助
～0.5	230単位	80単位	1回につき 99単位
～1.0	400単位	150単位	
～1.5	580単位	225単位	
～2.0	655単位	市町村が特に必要と認めた場合 30分ごとに70単位	
～2.5	730単位		
～3.0	805単位		
～3.5	市町村が特に必要と認めた場合、 30分ごとに70単位		

5 従業者の要件について

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修修了者
- ③ 居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者
- ④ 居宅介護従業者養成研修3級課程修了者
- ⑤ 支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者
- ⑥ 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者
- ⑦ 従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者

※ ④～⑦の者がサービス提供を行った場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」は30%、「通院介助(身体介護を伴わない場合)」及び「通院等乗降介助」は10%の減算を行う。

【「通院等乗降介助」を算定する場合】



* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

「通院等乗降介助」については、以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

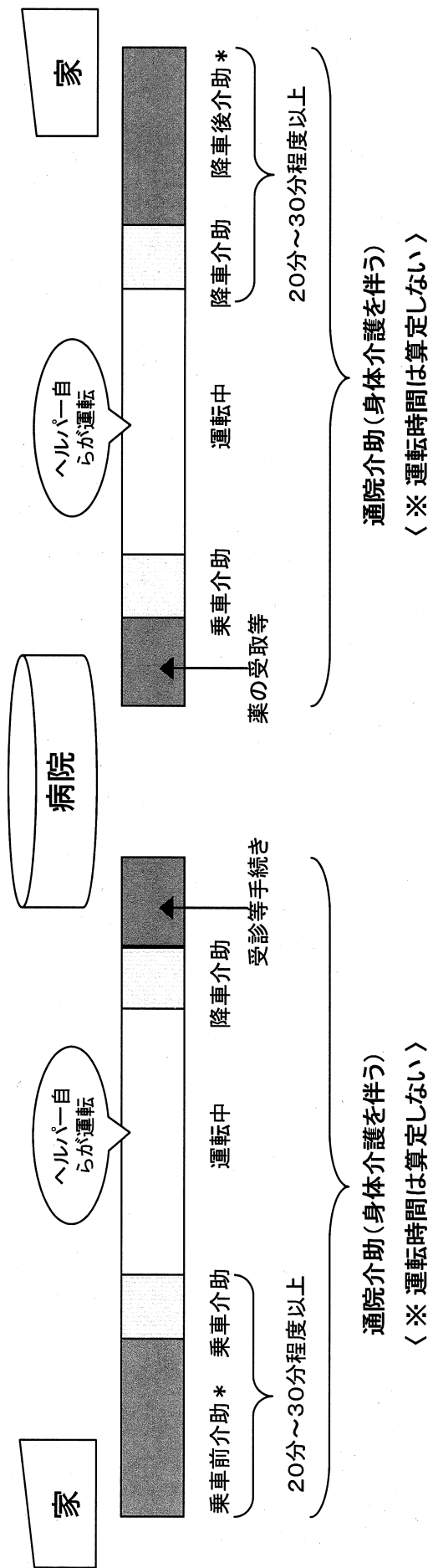
○自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。

○次のいずれかの介助等を行うこと。

- ・乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助
- ・通院先での受診等の手続き、移動等の介助

※ 「通院介助(身体介護を伴う)」の対象者、「通院介助(身体介護を伴わない)」の対象者いずれも対象とする。

【「通院介助(身体介護を伴う)」を算定する場合】

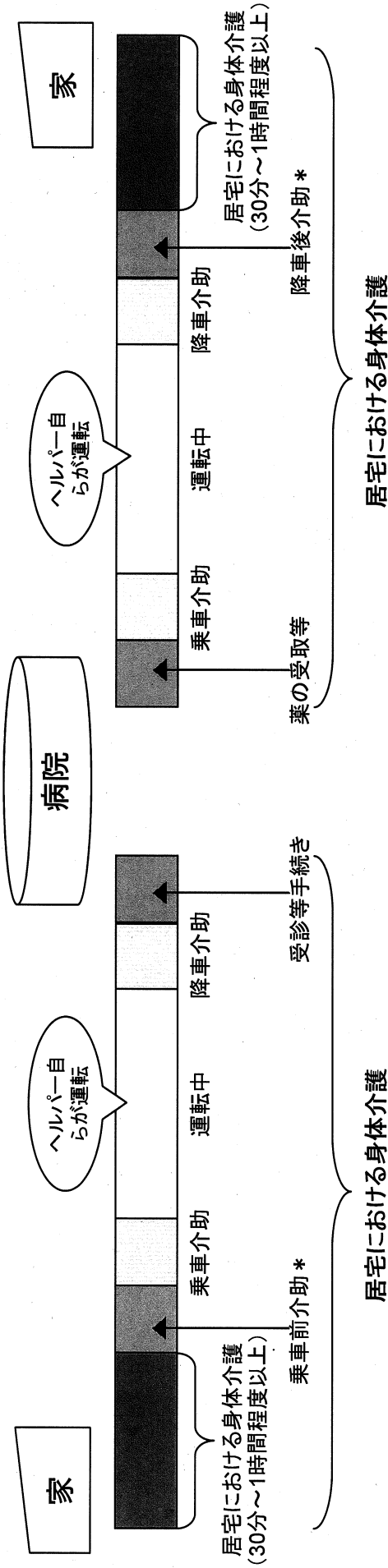


* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

通院のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であって、以下の要件を満たす場合には「通院介助(身体介護を伴う)」を算定する。

- 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合

【「居宅における身体介護」を算定する場合】



居宅における身体介護
 〈※ 運転時間は算定しない〉

居宅における身体介護
 〈※ 運転時間は算定しない〉

* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

「通院介助(身体介護を伴う)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例: 入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

※ この取扱いを適用するに当たっては、ヘルパー自らの運転する車両を使用するか否かは問わない。

※ 「通院介助(身体介護を伴わない)」の対象者には適用しない。

あらかじめ、このような利用形態を想定したうえで、支給決定時にそれぞれの支給量を定める必要があることに留意。